

## コロナ工業株式会社にかかる株式及び債権の処分について

2013年12月20日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者が東京地方裁判所に提出した再生計画案について、賛成の議決票を投票し、認可確定後の再生計画等に基づき、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式及び債権の処分を行うこととしました。当該再生計画の遂行により、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。なお、上記再生計画案が否決され、再生手続の廃止により、破産手続に移行する場合には、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式及び債権は、破産手続にしたがって処分することになります。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

コロナ工業株式会社

### 2. 経緯

機構は、再生支援対象事業者に対し、2011年5月20日付で株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年7月21日付で法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行い、同年8月1日付で事業スポンサーである伊藤忠プラスチック株式会社（以下「CIPS」という。）とともに出資を実行しました。

再生支援対象事業者は、事業再生計画に基づき、建設が中止されていたベトナム工場を稼働させ、新技術の拡販と海外売上獲得のための営業強化を行う一方で、名古屋工場を閉鎖する等のコスト削減等を行いました。が、予想以上に国内需要が縮小したことから大幅な収支改善を果たすに至らず、資金面の窮状を脱することができなかったことから、2013年4月22日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始を申立て、同月24日、同裁判所より民事再生手続開始の決定を受けました。

再生支援対象事業者は、東京地方裁判所及び監督委員による監督の下で、国内事業の一部とベトナム事業全部の譲渡（一部従業員の承継を含む。）を行い、同年10月末日をもって事業活動を終了しました。その後、同年11月15日付で再生計画案を提出し、同裁判所より同月26日付で再生計画案を決議に付する旨の決定を受けたものです。

3. 出資額等

機構は、再生支援対象事業者に対して、8億9250万円の現金出資により、議決権割合の51%にあたる普通株式8万9250株を取得していました。認可確定後の再生計画に基づく清算終了により、当該株式の全てが消滅します。

4. 債権額等

機構は、関係金融機関等からの債権買取及び新規融資により、再生支援対象事業者に対し13億1218万円の元本債権を有しておりますが、認可確定後の再生計画及び今後締結される別除権協定に基づき一部弁済を受け、弁済に不足する額については、再生計画に定める各時期に債権放棄を行う予定です。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

財務大臣： 異存はない。ただし、地域経済活性化支援機構は、本件の検証に基づき所要の対応策を講じることにより、再生支援業務の的確な遂行になお一層努めていただきたい。

6. 事業所管大臣等の意見

経済産業大臣： 意見なし

以上